



しゃきようだより

おもちゃ図書館“なかよし”好評開催中!

老人福祉センターで開催していた「おもちゃ図書館」が、4月より「みほふれ愛プラザ」に引っ越しました。たくさんのおもちゃたちが、みなさんのお越しをお待ちしています。

- おもちゃ図書館「なかよし」
- ご利用ください 心配ごと相談・法律相談
- 平成29年度美浦村社会福祉協議会事業計画・予算報告
- ボランティアセミナーを開催しました
- 日常生活自立支援事業のご案内
- おしらせコーナー
- シルバーリハビリ体操指導士養成講習会受講者募集





美浦村おもちゃ図書館“なかよし”

毎月第2・第4土曜 10:00～11:30 みほふれ愛プラザにて開催中！

子ども（未就学児）とその家族（親・祖父母・兄弟など）を対象に、男女・障害の有無にかかわらず、たくさんのおもちゃに囲まれて遊ぶことの出来る場所を提供することを目的とした、「おもちゃ図書館なかよし」毎月第2、第4土曜日に「みほふれ愛プラザ」で開催中です。

おもちゃ図書館では、良質なおもちゃを通して、お子様の豊かな心の育成・情操教育の場、子育て・孫守りをされている保護者の方がくつろげる場の提供をねらいとしています。



- ◇開催日 毎月第2・第4土曜日
午前10時～11時30分
- ◇場所 地域交流館「みほふれ愛プラザ」



こんな方にオススメです

- ・たくさんのおもちゃに囲まれて楽しそうな子どもの姿が見たい
- ・子どもがどんなおもちゃに興味があるかわからないので試したい
- ・お友達と仲良くあそぶことを体験させたい
- ・他の子育てパパママや、孫守りおじいちゃんおばあちゃんとお話しや相談がしてみたい

……たくさんのおもちゃが待ってますよ！

ご利用ガイド

- ・対象者は村内の未就学児になります。※障害がある方は年齢制限無し
- ・対象者だけでのご利用は出来ません。保護者同伴でのご利用をお願いします。
- ・利用やおもちゃの貸出は無料です。
- ・おもちゃの貸出期間は、次回開催日までです。
- ・初回利用時は登録が必要です。（免許証等の現住所が分かるものをご持参ください。）

- ◇その他詳細は、お問い合わせください
美浦村社会福祉協議会 885-0038（月～金）



ご家庭での悩みごとや地域での困りごとなど、幅広くご相談をお受けしています

ご利用ください 心配ごと・法律相談



ご家庭での悩みごとやご近所とお付き合いのこと等、身近な生活の心配ごと、困りごとは、ひとりで悩まずに、老人福祉センターで開催の「心配ごと相談」に気軽にご相談ください。民生委員や様々な知識を持っておられる方々が、お話を伺い、適切なアドバイスを致します。

また、より法律的な問題は、弁護士に法律相談を開催いたしておりますので、ぜひ、ご利用ください。



相談内容	開催日時	申し込み	備考
心配ごと相談	毎月第1・3月曜日 午後1時～3時 (休日等により変わる場合あり)	当日直接でも可能ですが、できるだけ事前に申し込みください。 (1日4名まで)	開催日程が変わる場合がありますので、しゃきょうだより、広報みほのお知らせ欄、老人福祉センターでご確認ください。
法律相談	毎月第4水曜日 午後1時30分～4時	月の初日(土日祭日除く) 8時30分～受付開始 (1日5名まで)	

相談申し込み予約先 TEL885-7080 (美浦村老人福祉センター)
相談は、心配ごと・法律相談(各30分)とも無料、秘密厳守です。



わたしたちが相談員です。
お気軽にご相談ください

前列左より石川悦子、吉見幸久(磯山法律事務所弁護士)、渡邊毅、村崎典子、後列左より中島宏、石橋威雄、篠田留松、(敬称略) ※後列右は諸岡社協事務局長

5月～7月の相談予定日

心配ごと相談	5月 相談日: 5月1日(月) / 5月15日(月)
	6月 相談日: 6月5日(月) / 6月19日(月)
	7月 相談日: 7月3日(月) / 7月18日(火)
法律相談	5月 相談日: 5月24日(水) 予約開始: 5月1日(月)
	6月 相談日: 6月28日(水) 予約開始: 6月1日(木)
	7月 相談日: 7月26日(水) 予約開始: 7月3日(月)

相談会場は
どちらも
**老人福祉
センター**
です



1. 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の推進

ア 第2期地域福祉活動計画の策定

- ① 第1期計画の現状評価及び課題の整理
- ② 策定委員会における第2期計画内容の審議
- ③ 住民協働による地域福祉活動のシステム構築

イ 地域見守り活動の推進

- ① 下校児童の見送り、声かけによるあいさつ運動の実施
- ② ひとり暮らし高齢者宅訪問による、孤立防止・安否確認の実施
- ③ その他防犯、社会的孤立防止活動に関すること

ウ ボランティアセンターの運営

- ① ボランティア活動・村民活動の支援協力等
- ② 子ども応援プロジェクト事業「みほちゃん広場」の開設

エ 高齢者福祉関係事業

- ① 敬老会の開催（村との共催）
- ② 長寿御祝い（金婚、喜寿、最高齢者祝）

オ 地域活動拠点作りの推進

カ 社会参加推進事業

- ① 趣味講座の開催（基礎からの男性料理教室）
- ② 映画上映会の開催

キ 世代間交流事業

- ① 三世代輪投げ大会
- ② 保育所児と高齢者のふれあい運動会
- ③ 歳末餅つき交流会
- ④ 親子社会体験バスツアー

ク 共同募金歳末たすけあい事業

- ① 歳末たすけあい支援事業（クーポン券贈呈）
- ② 歳末地域たすけあい事業（歳末事業を行う団体へ助成）
- ③ 「猫の手貸します」シルバー人材センター利用券贈呈事業
- ④ 「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈事業

ケ 福祉教育・啓発活動事業

- ① 小学校区における福祉教育・体験等の推進
- ② 福祉ボランティア教育の推進を行う学校への助成
- ③ 中学生ボランティア育成事業の開催

コ 子ども・母子父子家庭支援事業

- ① いきいき子育て支援金の支給
- ② 母子父子家庭入学祝金の贈呈
- ③ 交通遺児入学祝金の贈呈
- ④ おもちゃ図書館の運営

サ 被災世帯見舞金支給事業

シ 福祉団体活動助成金交付支援事業

ス 広報・啓発活動

- ① 広報誌の発行
- ② ホームページの運営

- ③ イメージキャラクター「みほちゃん」の積極的な活用

セ 当事者組織の運営支援

- ① 村老人クラブ連合会
- ② 村母子寡婦福祉会
- ③ 村遺族会

(2) 福祉サービスの利用支援

ア 日常生活自立支援事業（県協受託事業）

イ 低所得者支援事業（資金の貸付・フードバンクによる食材提供）

ウ 地域総合相談（心配ごと相談・法律相談）

- ① 心配ごと相談の開設（月2回）
- ② 法律相談の開設（月1回）

(3) 在宅福祉サービスの利用支援

ア 配食サービス事業

イ 外出支援事業

- ① 福祉機器（車イス）の貸与（無料）
- ② 福祉車両の貸与（有料）

2. 在宅介護事業・障害福祉事業

(1) 指定居宅介護支援事業所の運営

ア 居宅介護支援事業

イ 介護予防支援事業（村受託事業）

(2) 指定通所介護事業所の運営

ア（予防）通所介護事業

イ 美浦村通所型介護予防事業（村受託事業）

- ① 一日型
- ② 半日型 やまゆり運動教室

ウ 生きがいデイサービス（村受託事業）

エ 地域生活支援（日中一時支援・村受託事業）

(3) 指定訪問介護事業所（居宅介護事業所）の運営

ア（予防）訪問介護事業

イ 軽度生活援助事業（村受託事業）

ウ 居宅介護・重度訪問介護事業

(4) 美浦村自立支援センター「ホープ」の運営

3. 指定管理事業

(1) 老人福祉センターの管理受託

(2) デイサービスセンターの管理受託

4. 会務運営

(1) 理事会の開催

(2) 評議員会の開催

(3) 監事会の開催

5. その他の事業

(1) 茨城県共同募金会美浦村支会の運営

平成 29 年度 美浦村社会福祉協議会 事業計画・予算報告

I 基本方針

社会福祉法人改革を柱とした改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日から施行となり、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等が示されています。これは、社会福祉法人の大きな改革であり、当会でも適切な組織運営を図り、求められている仕組に適切に対応してまいります。

介護分野においては、29 年度より「要支援」を対象とする訪問介護と通所介護が、介護保険の枠組みから外れ、今後は「市区町村が取り組む地域支援事業」に移行となりました。これは、市町村の裁量で独自にサービス内容や料金の設定ができるようになるため、当会では村と連携しながら、多様なサービスの提供に向けて取り組んでいくところです。

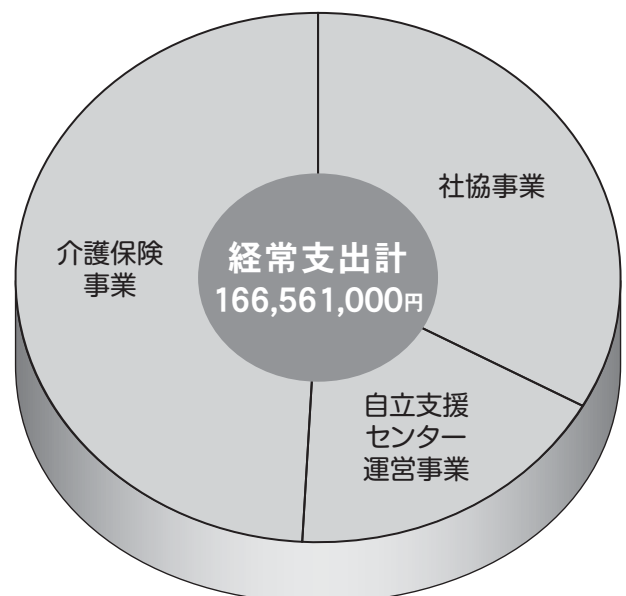
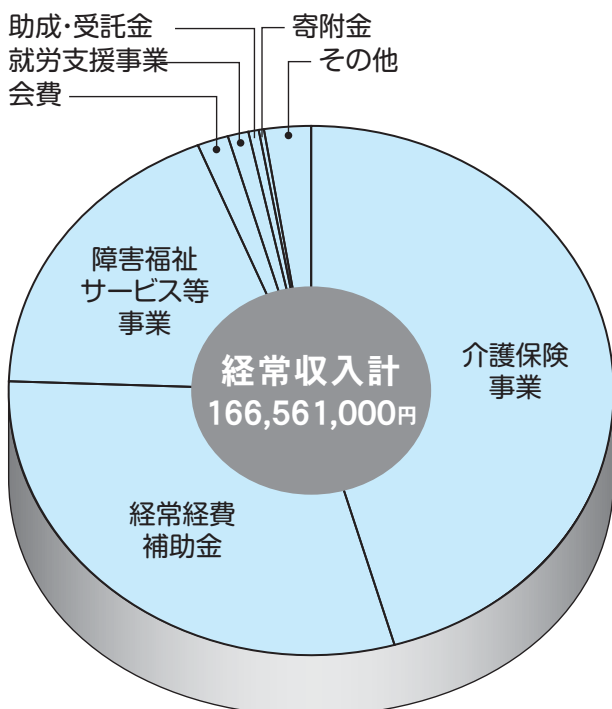
生活支援分野においては、地域住民が主体となって活動する団体やボランティア等による、地域の見守り・支え合い等の支援の提供が求められています。当会では、老人クラブ・民生委員・区長など地域住民の協力の下、ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っておりますが、29 年度はより一層の事業内容の充実化をはかります。

障害者福祉事業においては、就労継続支援 B 型に移行した「美浦村自立支援センターホープ」が 4 年目を迎え、地域社会での自立や就労を目的とした訓練等の障害福祉サービスを供与しており、28 名の訓練生が通所しています。

住みなれた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けることができるようにするため、地域のもつ底力を復活させることを社会福祉協議会の使命として、ボランティアや地域の方々との連携を深めながら、様々な福祉課題の解決に取り組んで参ります。

II 重点推進事項

1. 職員一人ひとりが自己の責務・役割を十分認識し、個々の自己研鑽を積みレベルアップをはかることで、社会福祉協議会全体の資質向上を目指す
2. 社協だよりやホームページ等の広報媒体に加え、マスコットキャラクター「みほちゃん」を活用した積極的な PR 活動を行い、社会福祉協議会活動の住民への認知及び理解・浸透を図る
3. 介護保険制度改正に対応した、介護保険事業サービスの運営・経営基盤の強化
4. 美浦村自立支援センターホープの円滑な運営、経営の安定・健全化を図る
5. 美浦村地域福祉活動計画に基づく、老人クラブを中心とした下校児童・ひとり暮らし高齢者の見守り活動の強化により、安心安全な地域作りの礎を築く
6. 小さい子供から高齢者まで、幅広く「生きがい」を持てる事業の推進、及び様々な福祉課題の対応を図る





ボラセン
かわら版

ボランティアセミナーを開催しました



ボランティアセンターでは、ボランティアとしての知識を高め、それぞれの活動を理解し、連携を深めていただきたいと、セミナーを開催しています。

3月4日開催のセミナーでは、障害者への差別、いじめをテーマにしたミリオンセラー学校推薦図書「とべないホテル」の作者である小澤昭巳氏の長女久保田直子さんを迎え、「ホテルが伝えたかったこと」と題した講話を聞き、いじめや差別についての話し合いをしました。（著書の朗読は読書会虹が担当）

また、講話の後には、癒し系グループ RUI のやさしい歌声を堪能、ボランティア活動の鋭気をそれぞれが養われました。



「日常生活自立支援事業」のご案内

認知症の高齢者や知的または精神的に障がいのある方で、判断能力が不十分、かつ親族等の援助が得られない方に対して、下記のサービスを行い、日常生活を支援します。

支援の内容

- ◇福祉サービスの利用援助
- ◇日常的な金銭管理サービス
- ◇書類などの預かりサービス

利用料

- ・福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス（1時間 1,100円）
- ・書類預かり等サービス（保管料 1ヶ月当たり 500円）
※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます



印鑑や通帳など何処にしまったかわからなくなり困っていたけど、預かってもらっているから安心だわ。



何の請求書かわからなくて、困っていたけれど、ちゃんと支払いができるようになってよかった。

相談は無料です！ まずは、お気軽にお問い合わせください。

～相談からサービス開始まで～

まずは社会福祉協議会へご相談ください。ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問い合わせでもかまいません。



お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくります。どのようなお手伝いをしたら良いかなど、ご希望をお聞きして、その後で契約内容と支援のしかたをご提案します。



専門員がお伺いします。担当職員がご自宅等を訪問し、お話しを伺います。ご相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。



契約を結んでからサービス開始です。利用者と社会福祉協議会とが契約を結び、支援計画にそって生活支援員が支援を行います。

※ご相談からサービス開始まで2ヶ月程度です。

福祉活動団体助成金交付

地域福祉の充実のため福祉関係団体やボランティア団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした自主的・積極的な活動に対し、活動助成金を交付します。

○**受付期日** 6月15日(木)まで
 ※交付要件がありますので、詳しくは本会事務局まで、お問い合わせください。



大切にします！あなたの善意

＜平成28年12月16日～平成29年4月6日寄付分＞

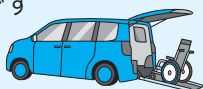
- ◇**善意銀行**
 吉田 賢治 様 3,000 円
 平成28年度自然観察会会員一同 様 3,590 円
 平成28年度美浦大学生一同 様 4,964 円
 サルデー 様 (代表：山岡つぎ子様) 4,717 円
- ◇**やまゆり基金へ**
 平成28年度美浦村区長会 115,000 円
- ◇**物品寄贈**
 地域サポートクラブ ふきのとう 様 (福祉センターへ掃除機、ホワイドボード)
 匿名2件 (紙おむつ・ぞうきん等)
- ◇**糸魚川市大規模火災義援金へ**
 有限会社 中島冷熱 様 10,000 円
- ◇**熊本地震義援金へ**
 村内募金箱4カ所 28,711 円
- ◇**使用済み切手・プリペイドカード**
 中野 久永 様 (株)ナカジマ 様 谷畑 信 様
 増尾 務 様 沼崎 守 様 飯倉 幸子 様
 吉田 賢治 様 匿名 7件

美浦村社会福祉協議会では、寄付金の他、使用済み切手や使用済みテレフォンカード、書き損じ葉書を受け付けています
 ※使用済み切手を収集の場合、切手のまわりの余白を5ミリ～1センチ位残して切り取り、日本切手と外国切手に分けてください。

車イス／福祉車両貸出

車いすに乗ったまま乗り降りができるスロープ付福祉車両を貸出します。外出や通院時などにぜひご利用下さい

- 利用料金** 1日500円(保険料) + 走行距離1km×14円
- 利用時間** 午前8時30分から午後5時まで
- 利用方法** 利用者登録が必要です
 ※詳しくは本会事務局までお問い合わせください



見守り配食サービス

70歳以上の独居高齢者で見守りが必要とされる方に、食生活の支援と安否確認を目的として、ボランティアの方による手作りのお弁当を民生委員やボランティアが月2回お届けします。

【お問い合わせ】TEL：885-7080



いきいき子育て支援金

子供を安心して産み育てる事の出来る環境作りのため支援金を支給しています。

- ◇**対象** 第3子以降の子を養育している親権者1名
- ◇**条件** 美浦村に在住1年以上あることなど
- ◇**金額** 1歳児／2歳児 年2万円
 3歳児 年1万円
- ◇**注意点** 自己申告になります。
 申請期限があります。

詳しくは

「いきいき子育て支援金」で **検索**



平成29年度 美浦村社会福祉協議会 会員会費納入のお願い

社会福祉協議会では、社会福祉事業推進にご賛同いただける皆様からの会費によって事業を進めています。

《会費を財源とした主な事業》

- 地域のなかま作り・団体支援
- 高齢者・障害者支援 ○子育て支援
- 地域の福祉力向上 ○ボランティア活動支援
- 心配ごと／法律相談の開催

一般会費は一世帯500円、特別賛助会費は1社10,000円以上のご協力をお願い申し上げます。

※これらの事業は赤い羽根共同募金の配分金／社協の会費を財源として行われています。

美社会福祉法人
 美浦村社会福祉協議会・
 美浦村デイサービスセンター

〒300-0424
 茨城県稲敷郡美浦村受領1546-1
TEL：029-885-0038
 (社会福祉協議会事務局)
：029-885-8885
 (美浦村デイサービスセンター)

FAX：029-840-4552

ホームページ：

<http://www.mihoshakyo.jp>

美浦村老人福祉センター・
 ボランティアセンター・
 美浦村自立支援センター「ホープ」

〒300-0421
 茨城県稲敷郡美浦村木原150-2
TEL：029-885-7080
 FAX：029-885-1042
 (福祉センター・
 ボランティアセンター)

TEL：029-885-6010

FAX：029-886-3633

(自立支援センターホープ)



シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会 受講者募集

介護予防ボランティアとして「シルバーリハビリ体操」の普及活動をおこなう3級指導士の養成講習会を開催します。

「シルバーリハビリ体操」とは、いつでも、どこでも、ひとりでもできる体操で、美浦村シルバーリハビリ体操指導士会が地域の老人クラブやサロン等を訪問し、この体操の普及活動を行っております。みなさんもシルバーリハビリ指導士になって、一緒に活動してみませんか？

- ◇開催場所 地域交流館「みほふれ愛プラザ」
(6/26は県立健康プラザ(水戸市):往復福祉バスを利用します)
- ◇募集人員 20名程度
- ◇申込資格 4月1日現在60歳以上、常勤の職業に就いていない
村民で認定後に地域活動に参加できる方
(50歳以上の方も申込できますが、60歳以上の方を優先します)
- ◇講習内容 講義:介護予防とリハビリテーションの推進、
骨と筋肉、老化と病気、食生活と栄養
実技:シルバーリハビリ体操
- ◇受講料 無料
- ◇申込期日 6月2日(金)まで
- ◇申込方法 社会福祉協議会窓口またはお電話で(885-0038)
- ◇日程



	開催日	開催時間	開催場所
①	6月26日(月)	午前9時45分~正午	茨城県立健康プラザ(往復バス利用)
②	6月30日(金)	午後0時45分~3時45分	
③	7月4日(火)		
④	7月7日(金)	午前10時00分~正午	地域交流館「みほふれ愛プラザ」
⑤	7月11日(火)	午後0時45分~3時45分	
⑥	7月14日(金)		



進学・進級・就職・人事異動、などなど新生活スタートの季節…でも気になりませんか？こころの健康

ゴールデンウィークでリフレッシュしたはずなのに、なぜか会社や学校に行くのが気が重い…。あなたはいかがですか？こんな症状がよく「5月病」といわれます。4月は新しい環境での緊張などで、あまり感じる事もないかもしれませんが、しかし、長期休暇のあとは何故か憂うつ…。5月病は病気ではありませんが、一時的に強いストレス状態に陥っていると考えられています。そこで、5月病にならないためのちょっとしたアドバイスを。

① 完璧主義はやめよう

新しい環境で100%完璧にこなすのは大変なこと。8割できれば上々です。あせらずに肩の力を抜きましょう。

② 規則正しい生活をする

不規則な生活は体調を崩す原因です。体調が良くないと気持ちも前向きになれず、どうしても考えが悪い方へ行ってしまいます。規則正しい生活で体調を整えましょう。

③ 食生活に気をつける

ストレスに負けない体づくりのために、栄養のバランスにも気をつけましょう。カルシウムやビタミンCがイライラを防ぎ、ビタミンB群は疲労回復に効果的です。

④ 睡眠は十分にとる

脳に十分な休息を与えることは5月病対策にもなります。また睡眠不足は免疫力の低下を引き起こし、頭痛やめまい、下痢といった身体症状にもつながります。頭と体の休息のためにも睡眠は十分にとりましょう。

⑤ たまには気分転換

気持ちを切り替えるためにも軽い運動やショッピングで気分転換するのも方法のひとつです。気分が落ち込んでいる時は、行動を起こすのが面倒になりますが、抱え込んだままだと、ますます減入るだけ。特に適度なスポーツによる適度な疲労感は、質の良い睡眠が得られます。

最後に

どうしてもつまらないときは、誰かに相談しましょう。家族でも友人でもかまいません。人に話すことで気分も軽くなります。あなたは決して一人ではありません。新たな生活のスタート。勇気を持って一歩踏み出してみませんか。